

# 臨時的任用教職員等の任用について

令和5年7月14日  
鳥取県教育委員会事務局  
教育人材開発課

鳥取県教育委員会では、臨時的任用の必要が生じた場合に、希望者の中から選考により下記の教職員等として任用します。

については、令和6年度にこれらの任用を希望される方は、下記により、臨時的任用教職員等希望調書を申請（提出）してください。

なお、選考の結果、臨時的任用教職員等の任用を依頼する場合は、鳥取県教育委員会から電話で連絡することとなりますので御承知ください。

## 記

### 1 職種

- ・常勤講師（公立小・中・義務教育学校、県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校）
- ・会計年度任用職員（非常勤講師）（公立小・中・義務教育学校、県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校）
- ・養護助教諭（公立小・中・義務教育学校、県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校）
- ・実習助手（県立高等学校、県立特別支援学校）
- ・寄宿舎指導員、介助職員（県立特別支援学校）

### 2 申請（提出）方法

インターネットによる電子申請による

※鳥取県の電子申請サービスのトップページにアクセスしてください。

○[https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_initDisplay.action)

手続き一覧から、「令和6年度鳥取県公立学校臨時的任用教職員等希望調書」を選択し、画面に従って必要な情報を入力後、申請してください。

※電子申請での申請が難しい方に限り、紙での提出を受付けます。様式、提出先等詳細については、鳥取県教育委員会教育人材開発課のホームページを御確認ください。

○<https://www.pref.tottori.lg.jp/311581.htm>

### 3 留意事項

（1）臨時的任用の必要が生じた場合に、申請（提出）された臨時的任用教職員等希望調書に記入された内容をもとに、書類等により選考します。

※臨時的任用教職員等希望調書を申請（提出）された方に、教職員等の任用を保障するものではありません。

（2）臨時的任用教職員等希望調書の申請（提出）は隨時受け付けますが、令和6年度当初

からの任用を希望する場合、令和5年10月10日（火）までに申請（提出）してください。

なお、令和5年度中途の任用を希望される場合は、「5 連絡先」まで電話で連絡してください。

- (3) 令和6年度当初からの任用の依頼については、令和5年11月下旬以降に順次、具体的な配置校等については、令和6年3月中旬頃に電話で連絡します。
- (4) 年度中途からの任用に関しては、必要が生じた場合、その都度、電話で連絡します。
- (5) 常勤講師、会計年度任用職員（非常勤講師）の場合、任用時点で有効な教育職員免許法に定める普通免許状を有していない方は、講師として任用できません。
- (6) 常勤講師、会計年度任用職員（非常勤講師）としての任用決定後は、免許状の写し及び旧免許状所有者かつ、有効期限が切れた時点で免許職以外の職にあった方は、有効期限が切れた時点の勤務先の在職証明書の提出が必要となります。
- (7) 臨時の任用教職員として任用する際の給料（級号給）を決定するために、鳥取県教育委員会が任用した以外の職歴に対して、証明する書類の提出を求める場合があります。

#### 4 勤務条件等

任用にあたっての勤務条件等については、当課のホームページからご確認ください。

○<https://www.pref.tottori.lg.jp/267472.htm>

#### 5 連絡先

人事企画・業務改善担当（0857-26-7513）